

MRFの自動買付・換金取扱規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、個人のお客さまが水戸証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する累積投資取引口座のうち、MRFの自動買付・自動換金（以下「MRF自動スイープ」といいます。）に関する取り決めです。

(MRF自動スイープの利用)

第2条 お客さまがこの取扱いを希望する時は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、記名捺印してこれを当社が定める取扱店に提出し、当社が承認した場合に限りこの取扱いを開始出来るものとします。

(買付)

第3条 有価証券、その他当社において取り扱う証券・証書・権利または商品の果実、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において支払われるものについて、その支払いがあった時には本規定に基づきお客さまが指定した受益権の買付のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申し出がない限りは、お申込みに基づき買付を行います。

2 お客さまが、有価証券等の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、当該入金をもって本規定に基づきお客さまが指定した受益権の買付のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申し出がない限りは、当該入金額に基づき買付を行います。ただし、信用取引および発行日取引における委託保証金ならびに有価証券関連デリバティブ取引における委託証拠金については、この規定の取扱いはいたしません。

3 お客さまの取引状況等によっては、前各項の定めと異なる取扱いをする場合があります。

(換金)

第4条 当社は、お客さまの有価証券等の買付代金等の不足が生じる場合、もしくはお客さまからの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合には、その不足分もしくは差額分のMRFの換金の申込みがあったものとし、換金を行います。ただし、信用取引および発行日取引における委託保証金ならびに有価証券関連デリバティブ取引における委託証拠金については、この規定の取扱いはいたしません。

2 お客さまの取引状況等によっては、前各項の定めと異なる取扱いをする場合があります。

(取扱の解除)

第5条 当社は、次の場合には、この取扱いを解除します。

- 1 取引口座が解除されたとき。
- 2 お客さまがこの取扱の解約を申し出たとき。
- 3 その他、お客さまおよび当社にやむを得ない事由が発生したとき。

(申込事項等の変更)

第6条 お客さまは、住所、氏名、届出印等届け出事項に変更があったときには、所定の用紙により遅滞なく当社に届け出ていただきます。

2 前項の届け出があったときには、当社はお客さまより住民票、印鑑証明書、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

(その他)

第7条 当社は、次の各号によって生じた損害についてはその責を負いません。

- 1 お客さまの届け出事項等の変更の申し出が遅滞なく行われなかったとき。
- 2 天災、地変、その他の不可抗力により本規定に基づく処理に遅延等が生じたとき。
- 2 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他のやむを得ない事由が生じたときは改訂されることがあります。

- 3 本規定は前項の他、当社が必要と認めた場合には変更する旨を通知し、当社所定の期間内に特に異議申し立てのなかった場合には改訂されたものとします。なお、異議の申し立てのあった場合には、お客さまと当社はずみやかに協議し、協議が整わなかった場合には、この取扱いを解除させていただく場合があります。

以 上

(2014年4月1日 改定)